

政務活動費の適正な執行

担当課：議会事務局総務課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 政務活動費 平成25年3月1日施行の地方自治法の一部改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に変更され、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される経費である。 知事は、毎月、会派及び議員（以下「議員等」という。）に政務活動費を交付し、議員等は、使途の透明性を図り、住民に説明する責任を果たすために、収支報告書、会計帳簿等の写しを議長に提出する。 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、年2回以上、収支報告書及び会計帳簿等の写しの確認を行うとともに、必要に応じ、使途基準に従い使用されているかを検査する。また、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>「政務活動費の手引き」では、使途基準の考え方や運用指針、提出書類の様式及び記載例などを説明している。</p> <p>2 使途の基本原則等 (1) 実費に充当することを原則（実費弁償の原則）としたうえで、必要性・妥当性、証拠主義、透明性の三原則を満たすものとするのが基本原則である。 (2) 費用項目ごとに使途基準を規定している。 (3) 人件費や事務所費などは調査研究等の活動とその他の活動の使用実態に応じた按分が必要である。 (4) 4月から3月の経費支払いが対象である。但し、翌年度支払分を未払費用として計上し、当該年度分に充当することも可能である。</p> <p>3 議長が行う検査等の実施方法 (1) 議会事務局職員による書類確認 ア 全議員等から提出された全ての書類を確認する。 イ その際、支出に疑義あるものや誤記があるもの等については、直接議員本人等に確認するとともに、必要に応じて追加資料を求め、使途基準に合致しているか確認する。</p> <p>(2) 大阪府政務活動費検査等協議会（以下「協議会」という。）による検査 ア 議員等のうちから一部を抽出し、提出書類を検査する。 イ 提出書類の検査とともに、必要に応じて学識経験者委員が対面調査を実施する。（実績なし） ウ 検査の結果を議長に報告する。</p>	<p>収支報告書及び会計帳簿等を監査したところ、記載誤りや収支報告書に添付されている証拠書類に不備が検出された。 検出された不備は、平成25年度監査で17件、今年度の監査で31件で、件数は減少していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費にかかる按分率、支出項目の不統一（1件） ・ 職員給与にかかる記載方法の不適切なもの（1件） ・ 印刷費における按分比率の算出方法が不明なもの（1件） ・ ガソリンをプリペイドカードで購入したものについて、その利用実績の証拠書類がないもの（3件） ・ レシートの日付が過年度の日付となっているもの（7件） ・ 領収書のコピーが不鮮明で領収日等が不明なもの（8件） ・ 領収日が空欄となっているもの（1件） ・ 駐車場や高速道路の利用について重複のあるもの（5件） ・ 会計帳簿等と領収書の整合性がないものや記載誤り（4件） 	<p>【改善を求めるもの（意見）】 議会事務局職員による書類確認や協議会による検査を行っているにもかかわらず、毎年度続けて不備事項が検出されていることから、より一層徹底した確認・検査に努められたい。</p>

措置の内容

- ・議会事務局の書類確認体制の強化として、使途基準に関する二重チェックに加えて、課内で応援体制を組み、新たに職員5名が外形的な二重チェックを実施する体制を構築した。
- ・書類の不備事項をこれまで以上になくすため、二重チェックにおいても約3万枚に及ぶ領収書を含む全ての書類の記入漏れや記載誤り、計算誤り、日付誤りがないかなどの確認、領収書と会計帳簿の突合確認などを行い、細かい点まで再確認し、誤り等があれば確認・修正を行った。